

公害防止協定

沼津市長 井手敏彦（以下「甲」という。）と清水町外原区長 鈴木荘次（以下「乙」という。）は沼津市清掃プラント（以下「プラント」という。）の公害防止について番貫山周辺地域の大气汚染が地域住民の健康で安全かつ快適な生活を営むことに支障をきたすおそれのある特殊な地形であるので甲は公害防止行政はもとより清掃行政やその他全ての行政部門において公害防止の観点を一体不離のものとし、「住民の生命とくらしを守る」ため清水町長と共にあらゆる手段をつくして、特に地域的にも公害の防止と絶滅をはかる義務を負担し、その実現のために不断の努力を行うことを確認し次のとおり協定する。

（基本対策）

第1条 甲は公害関係諸法規を遵守し公害防止の最新の技術を採用すると共に機械設備等においても将来の技術水準の向上に応じたよりすぐれたものの導入を図り、操業にあたっては細心の注意を払い、公害を防止するものとする。

2 甲及び清水町長は外原周辺及び管内の特定工場に対する監視並びに行政指導を強化しよりよい生活環境を保全するよう努力するものとする。

（大気汚染防止対策）

第2条 甲は大気汚染防止対策について、次の各号により措置するものとする。

- (1) 煙突は2炉の集合煙突として高さ80mとする。
- (2) 補助燃料として灯油を使用する。

(3) 洗煙シャワー・マルチサイクロン・電気集じん機を各2系列設置する。
(水質汚濁防止対策)

第3条 甲は水質汚濁防止対策について次の各号により措置するものとする。

(1) プラント系廃水の処理は凝集沈殿法、散水汙床法及び活性汚泥法により行う。

(2) 処理水は原則として循環再使用する。ただし、これを排水する場合には第7条の規定に定めた別表-1の2によるものとする。

(悪臭防止対策)

第4条 甲は悪臭防止対策について、プラントホーム出入口にエアーカーテンを設置し、ビッド内部の臭気については施肥等により全て建物内部で処理するものとする。

(騒音防止対策)

第5条 甲は騒音防止対策について発生源となる設備類は全て建物内に設置するものとする。

(分別収集)

第6条 甲はプラントにおいては原則として沼津市内及び清水町内において発生した一般廃棄物のみを処理するものとする。

2 甲及び清水町長は、ごみの収集にあたり、塩化ビニール等の有害性の高いプラスチック製品及び不燃ごみは市民及び町民の理解と協力を得て分別収集を徹底させるものとする。

8 甲は事業所等の廃棄物を処理した場合には廃棄物の名称・質・量その他公害に悪影響を及ぼさないことを示す資料を添付して第14条の規定により設置される清掃プラント運営委員会(仮称)(以下「運営委員会」という。)に報告し承認を得るものとする。

(規制基準)

第7条 ばい煙等の規制基準値は別表-1に定めるとおりとする。

2 別表-1の規制基準値は公害防止技術の進歩と社会的要請あるいは、国及び県の公害関係諸法規の規制基準値に改正のあった場合には、甲、乙協議の上で改正するものとする。

(測定)

第8条 甲はプラントにおいて、いおう酸化物等の測定を別表-2に定めるところにより行うものとする。

2 甲及び清水町長はいおう酸化物等の環境測定を別表-8に定めるところにより行い極地汚染の監視をするものとする。

3 甲は気象条件等で排煙が地域住民に影響を与えないよう工業用テレビにより常時監視するものとする。

4 甲は粉じん、焼却灰及び排水中のカドミウム、鉛、クローム等の有害物質についての測定を定期的に行うものとする。

5 甲及び清水町長はごみの組成分析を年2回実施し、その他必要な調査を行うものとする。

6 甲は、運営委員会の委員又はその指定する者が測定に立ち合うことを業務に支障のない限り妨げないものとする。

(測定結果等の提出)

第9条 甲は、前条により測定した結果及びその他の関係資料を運営委員会に提出するものとする。

2 提出資料の内容及び時期等については、別途運営委員会の規則等で定めるものとする。

(運転管理)

第10条 甲はプラントの運転にあたっては、無理のない勤務体制を確立すると共に技術面については常に十分な訓練と研修を行うものとする。

訂正

訂正

2. 甲は補助燃料については炉の着火時及びごみ袋等により助燃の必要性がある場合のみ使用するものとし、通常の運転時には原則として使用しないものとする。

3 甲は、ごみ収集車両の運行については、ごみ等の飛散防止及び車両の清掃、消毒等に努めるほか、円滑な走行が出来るよう車両整備等の指導監督を十分にするものとする。

(操業の自粛)

第11条 甲は別表-3の3に定める環境濃度をこえた場合、焼却量の減少などの措置を自主的に講ずるものとする。

(操業の停止)

第12条 甲は次の各号に該当する場合には、直ちに運転を停止するものとする。

- (1) 第7条第1項に定める規制基準に違反した場合
- (2) 疾病の集団発生及び機械設備の故障等の特別な事由により乙が甲に申し入れ、双方協議の上で合意に達した場合
- (3) プラントに関する回答書、覚書、協定書の履行に違反した場合

2 運転を再開するにあたっては、支障のない事を甲、乙確認した上で再開するものとする。

(協力)

第13条 甲は清水町長が実施する外原区住民の健康診断について地域住民の健康保持のため誠意をもって協力するものとする。

(立入調査)

第14条 甲は運営委員会又は乙が立入調査を求めた時は、業務に支障のない限りこれを妨げないものとする。

(被害補償)

第15条 甲はプラント周辺において不測の事故又は公害が発生した住民の健康、財産に被害を与えた場合において甲の責に帰すべきものであると認められたときは、誠意をもってその被害を補償するものとする。

七拾号加入

(運営委員会)

第16条 甲、乙及び清水町長は、プラントの操業について住民の意向を反映させるためにプラント開始前に周辺地域の住民代表を含めた清掃プラント運営委員会(仮称)を設けるものとする。

2 運営委員会の規則等の細部にわたっては、別途運営委員会で定めるものとする。

(事前協議)

第17条 甲は当該施設を変更する場合には事前にその計画を乙に提示して協議するものとする。

(その他)

第18条 この協定書に定めのない事項について、定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、そのつど甲、乙及び清水町長で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し甲、乙、清水町長で各1通保有するものとする。

昭和61年10月29日

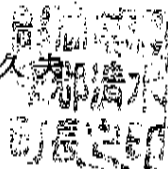
甲 沼津市長 井手敏



乙 清水町外原区長 鈴木狂次



清水町長 平井喜久夫



別表-1 規制基準

1 大気

項目	排出基準
硫酸化物 ばいじん	51年12月31日までに決定 0.1 μ /Nm ³ 以下
窒素酸化物 塩化水素	52年6月30日までに決定 "

2 水質

項目	排水基準	
P H	5.8 ~ 8.6	
B O D	日間平均 20ppm	最大 25ppm
S S	" 40 "	" 50 "

3 騒音

時間の区分	規制基準
朝夕 6:00~8:00 18:00~22:00	50ホン以下
昼間 8:00~18:00	55 "
夜間 22:00~6:00	45 "

4 悪臭

項目	規制基準
アンモニア	平均 1.0 ppm以下
メチル・メルカプタン	" 0.002 "
硫化水素	" 0.02 "
硫化メチル	" 0.01 "
トリメチルアミン	" 0.005 "

別表-2 プラントでの測定

1 大 気

項 目	測 定 方 法	回 数
硫 黄 酸 化 物	溶液導電率法(自動測定)	—
〃	JIS K0108	年6回
ば い じ ん	〃 Z8088	年12回
窒 素 酸 化 物	ザルツマンン比色法(自動測定)	—

2 水 質

項 目	測 定 方 法	回 数
P H	ガラス電極法 (自動測定)	—
BOD(TOC)	燃焼赤外線分析法 (〃)	—
S S(濁度)	表面散乱偏光解消法 (〃)	—

3 騒 音

騒 音	測 定 方 法	回 数
	JIS Z 8731	随 時

4 悪 臭

項 目	測 定 方 法	回 数
ア ン モ ニ ア	環境庁告示第9号 「悪臭物質の測定の方法」	随 時
メチルメルカプタン		〃
硫 化 水 素		〃
硫 化 メ チ ル		〃
トリメチルアミン		〃

別表-8 環境測定

1 測定点

測定点	場 所
№ 1 № 2	清水町外原区地内

(注) 測定点№ 2以降については測定率により 1ヶ月間順次測定を行う。

2 測定項目

項 目	測 定 方 法
微 風 向 風 速	超 音 波 式 (自動測定)
亜 硫 酸 ガ ス	溶 液 導 電 率 方 式 (")
粉 じ ん	散 乱 光 測 定 方 式 (")
窒 素 酸 化 物	ザ ル ツ マ ン 比 色 方 式 (")
塩 化 水 素	銀 - 塩 化 銀 電 極 法 (")

3 環境濃度

項 目	環 境 濃 度
亜 硫 酸 ガ ス	51年12月31日までに決定
粉 じ ん	"
窒 素 酸 化 物	52年 6月30日までに決定
塩 化 水 素	"